**配当公告**

東京都中央区日本橋室町三丁目二番一二号
破産者　株式会社ＳＦＣＧ
右の者に対する東京地方裁判所平成二十一年（フ）第七一〇〇号破産事件の第二回中間配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三五三、一九七、九五三、八四一円
一、配当することのできる金額
金一〇、五九五、九二二、六四七円
平成二十四年五月三十日
東京都中央区日本橋室町四丁目二番一二号
川口屋ビル三階　破産者株式会社ＳＦＣＧ
破産管財人室　破産管財人　瀬戸　英雄

**配当公告**

静岡県富士市中島三七八番地の一〇
破産者　加藤　和彦
右の者に対する静岡地方裁判所富士支部平成二十三年（フ）第七二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一二一、一九〇、九〇三円
一、配当することのできる金額
金一七、九九六、五四五円
平成二十四年五月三十日
静岡県富士市御幸町三番二二号弁護士法人
立石法律事務所内
破産管財人　弁護士　立石　雅世

**配当公告**

長崎県佐世保市中里町一八三九番地
破産者　株式会社たつみ
右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成二十二年（フ）第三七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二八四、三八〇、六〇〇円
一、配当することのできる金額
金一七、九四三、〇七七円
平成二十四年五月三十日
長崎県佐世保市本島町二番五号興徳ビル佐世保二階　破産管財人　渡会　祐二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道室蘭市増市町二丁目二〇六番地、最後の住所北海道室蘭市絵鞆町三丁目五番一〇号
被相続人　亡　山下　博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年五月三十日
北海道室蘭市絵鞆町三丁目一二番六―二〇二号、連絡先　北海道室蘭市海岸町一丁目四番一号室蘭市役所企画財政部納税課内
相続財産管理人　及川　裕之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道稚内市萩見五丁目二一番、最後の住所申立人の住所に同じ
被相続人　亡　泉　輝雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年五月三十日
事務所北海道名寄市西六条南一〇丁目二番地一四スキルビル一階弁護士法人道北法律事務所名寄事務所
相続財産管理人　弁護士　大窪　和久

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

群馬縣利根郡白澤村大字尾合一三九一番地、最後の住所群馬県沼田市以下不詳
被相続人　亡　片桐　たつ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年五月三十日
山形市上桜田一丁目一三番一八号
相続財産管理人　司法書士　髙橋　千幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県前橋市笂井町九四九番地一、最後の住所群馬県前橋市滝窪町一三二三番地七
被相続人　亡　小屋　政美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年五月三十日
千葉県市川市南八幡四―五―二〇エムワイビル五Ａアライズ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都世田谷区代沢五丁目一一八九番地、最後の住所千葉県柏市今谷上町五一―二まほろばの里南柏三一三号室
被相続人　亡　佐山　允康
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年五月三十日
事務所千葉県松戸市本町一四―一八松戸トシオビル七〇三若穂井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若穂井　透

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道留萌郡小平町字桑園四三番地、最後の住所東京都杉並区荻窪三丁目一三番九―三〇二号ハイツ荻窪
被相続人　亡　東　文子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年五月三十日
東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小代　順治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都台東区寿四丁目二番地一、最後の住所東京都台東区寿四丁目七番二号
被相続人　亡　塩井　保夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年五月三十日
事務所東京都中央区八丁堀四―九―四東京ＳＴビル四階響法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金　建龍

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県金沢市東山三丁目八五三番地、最後の住所石川県河北郡津幡町字緑が丘二丁目三六番地
被相続人　亡　福田　利子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年五月三十日
事務所石川県金沢市駅西新町二丁目三番一四号大野司法書士事務所
相続財産管理人　大野　敏広

**平成23年決算公告**

平成24年5月30日
東京都台東区東上野４－８－１
**公益財団法人**
**オリエンタルモーター奨学財団**
代表理事　高橋　良昌

**貸借対照表の要旨**
（平成24年３月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 固定資産 | 233 |
| | 合計 | 233 |
| 負債及び正味財産の部 | 負債合計 | － |
| | 基金 | 200 |
| | 一般正味財産 | 33 |
| | 正味財産合計 | 233 |
| | 合計 | 233 |